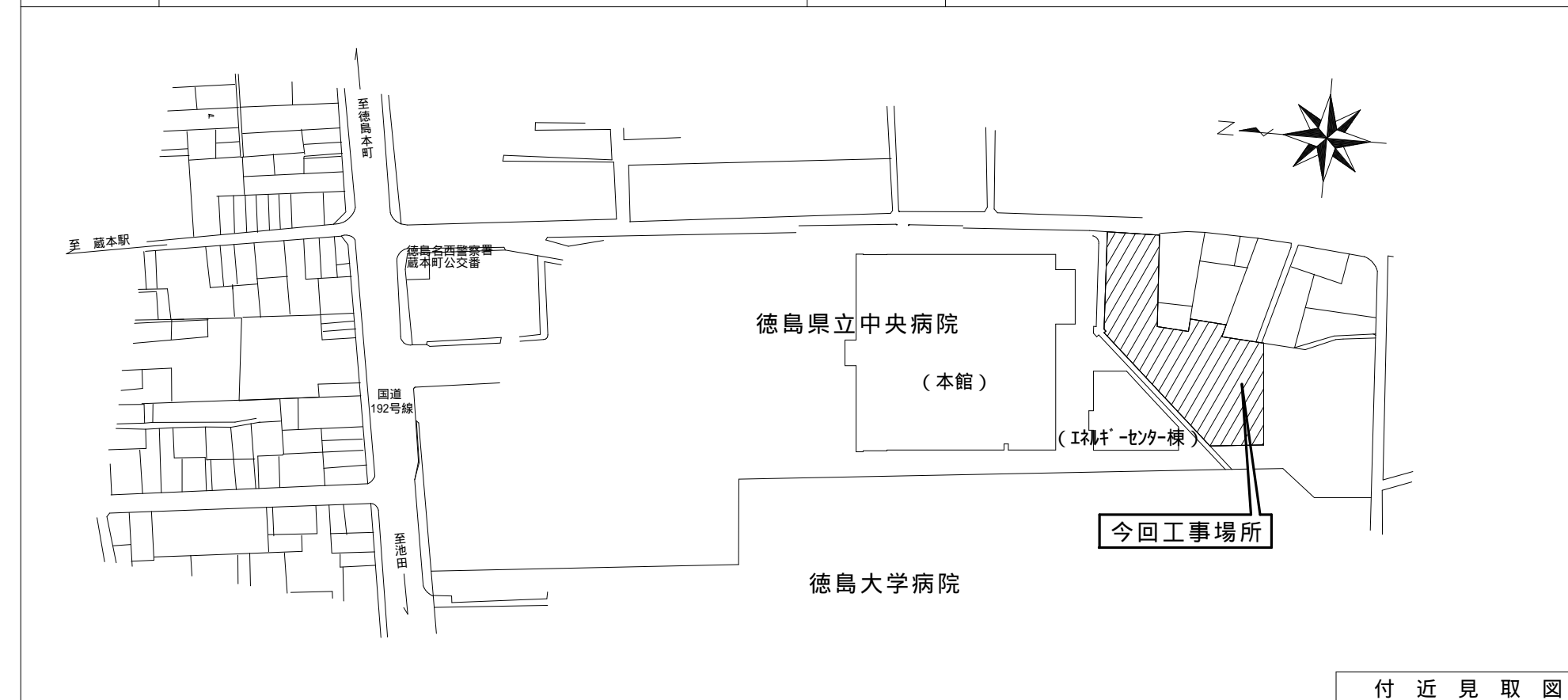


# R 2 病経 中央病院 徳・南蔵本 外構等整備工事

図面番号	図面名	図面番号	図面名
A-001	表紙・図面リスト・付近見取り図	A-007	撤去詳細図(2) Y型自転車置き場基礎展開図
A-002	特記仕様書(1)	A-008	撤去詳細図(3) 基本型自転車置き場詳細図
A-003	特記仕様書(2)	A-009	撤去詳細図(4) 基本型自転車置き場基礎展開図
A-004	特記仕様書(3)	A-010	撤去詳細図(5) 舗装・ゲート基礎・上屋・側溝・バリカー・フェンス・外灯
A-005	外構撤去配置図	A-011	撤去詳細図(6) 配線図
A-006	撤去詳細図(1) Y型自転車置き場詳細図、自転車置場平面図	A-012	仮設計画図



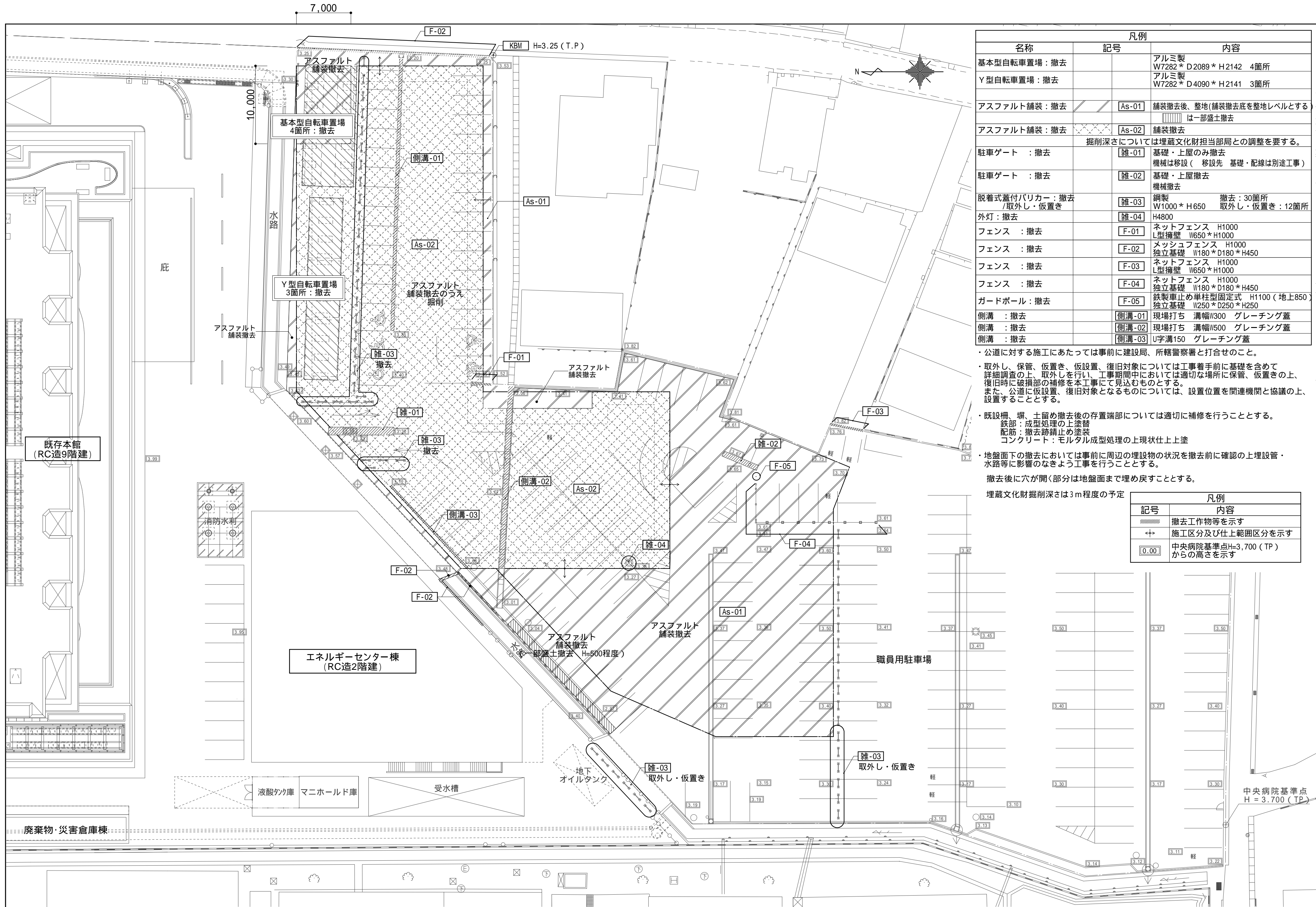
徳島県病院局 経営改革課	課 長	副課長	課長補佐	係 長	課 員

<p><b>I. 工事概要</b></p> <p>1. 工事名称 R 2病経 中央病院 徳・南蔵本 外構等整備工事</p> <p>2. 工事場所 徳島県徳島市南蔵本町一丁目</p> <p>3. 工事概要 A. 建物取り壊し ㊸ 外構取り壊し ㊹ 整地工事 D. 騒音振動調査  工事内容：仮囲い等設置、駐輪場等撤去（矢板施工は別途工事）  構造規模：敷地面積 33,988㎡ 工事対象 外構 3282.9 ㎡  工事範囲：埋設設備配管等撤去</p> <p>4. 工期 工事完成年月日は令和 2年 11月 20日とする。</p> <p><b>II. 建築工事仕様書</b></p> <p>1章 一般共通事項</p>		<p style="text-align: center;"><b>項 目</b></p> <p style="text-align: center;"><b>特 記 事 項</b></p> <p>交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に68日間配置すること。  ㊶本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている・<b>義務付けられていない</b>)。  ㊷警備員は、延136人を見込んでいる。  ㊸警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。  ㊹配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。  ㊺受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。  ㊻受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</p> <p>受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p> <p>工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。  名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事が記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事を手すること。</p> <p>地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシフト掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシフト外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。  なお、令和2年度末までは、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>受注者は、工事で車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。  特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事で事前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。  また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。  ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。  ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。</p> <p>工事に影響のある範囲内の重要備品等（有・㊼）  備品等名称：  保管場所：  注意事項：</p> <p>工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は経営改革課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>項 目</b></p> <p style="text-align: center;"><b>特 記 事 項</b></p> <p>施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>本工事に先駆け、県において周辺家屋等の事前調査を実施していますので、調査報告書を参考にして、今後の工事を実施すること。</p> <p>工事に関連して、周辺住民から苦情がある場合は、十分調査を行い、監督員に報告、協議して対応すること。</p> <p>電子納品：対象</p> <p>提出書類  ㊽竣工図（製本2部、電子データ2部）（A4・A3・㊾・原図版）  ㊿工事写真（写真帳1部（㊿着手前 ㊿竣工）、電子データ2部）  ・使用材料一覧表(4部（うち3部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ2部）  ・保全に関する資料</p> <p>竣工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。  竣工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>工事写真の電子データはしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。  しゅん工写真については、工事的目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視不出の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サイ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 工 前</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>工 事 中</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>工事完成撮影は、専門家に(よる・<b>とらな</b>い)ものとする。</p> <p>受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾書」、「材料使用承諾書」、「木材使用承諾書」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p> <p>県産木材の使用  (1) 受注者は、工事的目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。  (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。  徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材  以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材  (3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。  (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。  (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。  ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。  また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月15日)に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。  ただし、平成18年4月1日以前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日以前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>県内産資材の使用  (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、W70対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。  (2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。  (3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p>	区 分	サイ ズ	着 工 前	カラー、手札版又はサービサイズ	工 事 中	カラー、手札版又はサービサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービサイズ
区 分	サイ ズ										
着 工 前	カラー、手札版又はサービサイズ										
工 事 中	カラー、手札版又はサービサイズ										
竣 工	カラー、手札版又はサービサイズ										
<p style="text-align: center;"><b>項 目</b></p> <p style="text-align: center;"><b>特 記 事 項</b></p> <p>㊶ 適用基準等  図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて建設(国土交通省)大臣官房官庁営繕部監修の下記による。  公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 平成31年度版(以下「改標仕」という.)  公共建築改修工事標準仕様書（電気工事編） 平成31年度版  公共建築改修工事標準仕様書（機械工事編） 平成31年度版  建築物解体工事共通仕様書 平成31年度版(以下「解体共通仕様書」という.)</p> <p>受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合は、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に発注者に提出しなければならない。</p> <p>設計図書の優先順位は、次の順とする。  (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの  (2) 補足説明書  (3) 特記仕様書  (4) 図面  (5) 国土交通省大臣官房営繕部監修建築物解体工事共通仕様書(平成31年版)(以下「解体共通仕様書」という。)</p> <p>㊷ 施工条件  施工条件は次による。</p> <p>関連する他工事の開始、または完了時期。  ㊸本工事後、埋蔵文化財調査が令和2年11月から決まっているため、工期重複期間は調整を要する。</p> <p>工事着手前に地下工作物等の調査を必要とする場合。  ・本工事の着手前に、給排水、ガス管、地下埋設物の調査を行う。</p> <p>工事用敷地(使用可能範囲)、仮囲いの場所、範囲は図示のとおり。</p> <p>敷地測量及び境界確認有り(予定)。</p> <p>公害関係  ㊹騒音、振動  コンクリート部分の取壊し工事は9時から17時までとし、圧砕機を使用する。  ・防音パネル、防音シ-トを使用する場合は、仕様、範囲、期間を明示する。  ・防塵シ-トを使用する場合は仕様、範囲、期間を明示する。  ・家屋調査  家屋の内外壁クラック、ひずみ調査を工事着手と完成前に、立会いのもとに行い、写真撮影し報告書を 部作成する。</p> <p>撤去物の種類、規模、構造は図示及び発生材の処理場、処理単価等を明示する。</p> <p>安全対策関係  ㊺工事の施工に当たっては工事進入ゲ-トに交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように充分注意し施工するものとする。  なお、別添の図示により難しい場合は、別途監督員と協議するものとする。</p> <p>落下防止、飛散防止等を指定する場合(配置図に明記)  ㊻本工事施工中、第3者危険防止の措置として、図示により敷地周囲に飛散防止のための万能板の外柵を設置するものとする。(H=3m、延長 成形鋼板276m・フラットクリアパネル7m、キャスターゲ-トW=3m 1箇所、W=6m 2箇所)  構内道路を搬入路として使用する場合  本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」  ㊼材料、資材の搬出入路は図示。  に基づき指定された建設機械を使用するものとする。  現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。  ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。  なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。  ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。  ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。  なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種への施工計画書に添付し提出すること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>項 目</b></p> <p style="text-align: center;"><b>特 記 事 項</b></p> <p>㊸ 工事関係図書</p> <p>㊹ 安全衛生管理</p> <p>㊺ 工事現場管理</p> <p>㊻ 施工</p>	<p style="text-align: center;"><b>項 目</b></p> <p style="text-align: center;"><b>特 記 事 項</b></p> <p>交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に68日間配置すること。  ㊶本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている・<b>義務付けられていない</b>)。  ㊷警備員は、延136人を見込んでいる。  ㊸警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。  ㊹配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。  ㊺受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。  ㊻受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</p> <p>受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p> <p>工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。  名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事が記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事を手すること。</p> <p>地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシフト掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシフト外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。  なお、令和2年度末までは、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>受注者は、工事で車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。  特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事で事前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。  また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。  ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。  ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。</p> <p>工事に影響のある範囲内の重要備品等（有・㊼）  備品等名称：  保管場所：  注意事項：</p> <p>工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は経営改革課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>項 目</b></p> <p style="text-align: center;"><b>特 記 事 項</b></p> <p>交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に68日間配置すること。  ㊶本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている・<b>義務付けられていない</b>)。  ㊷警備員は、延136人を見込んでいる。  ㊸警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。  ㊹配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。  ㊺受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。  ㊻受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</p> <p>受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p> <p>工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。  名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事が記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事を手すること。</p> <p>地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシフト掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシフト外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。  なお、令和2年度末までは、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>受注者は、工事で車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。  特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事で事前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。  また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。  ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。  ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。</p> <p>工事に影響のある範囲内の重要備品等（有・㊼）  備品等名称：  保管場所：  注意事項：</p> <p>工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は経営改革課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p>								
<p>株式会社 日総建 大阪事務所  株式会社 宮建築設計</p>	<p>一級建築士事務所 大阪府知事登録 (イ)第24847号 一級建築士登録 第336930号 日下部 寛之  一級建築士事務所 徳島県知事登録 第11068号 一級建築士登録 第 90947号 宮本 博</p>	<p>MEMO  -----  -----</p>	<p>PROJECT  R 2病経 中央病院 徳・南蔵本 外構等整備工事</p> <p>TITLE  特記仕様書(1)</p> <p>SCALE  A2: 1 / -  A4: 1 / -</p> <p>DATE  2020.07</p> <p>SHEET NO.  A-002</p>								



項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項															
5章 土工事	<p>受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事工事に於いて、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パーヅン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>処理に注意を要する建設廃棄物の処理(有・☑)</p> <p>材 料 名( )</p> <p>処理方法( )</p> <p>建設リサイクル法通知済証の掲示</p> <p>受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p>																			
1. 根切り  ② 排水  3. 建設発生土の処理          ④ 建設発生汚泥の処理  5. 山留め	<p>周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。</p> <p>敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。</p> <p>工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。</p> <p>場外搬出適正処分とする。</p> <p>民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ、4,000立方メートルまでごとに1回採取して、土壌検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。</p> <p>ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。</p> <p>土壌検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。</p> <p>場外搬出の場合の処理は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分場の指定</li> <li>排出土：シルト系、土砂</li> <li>会社名：（有）漆原産業</li> <li>所在地：鳴門市大麻町板東字中谷23ほか10筆</li> <li>処分単価：2,400円/m<sup>3</sup></li> <li>運搬距離：約14kmを見込んでいる。</li> </ul> <p>なお、受入側との協議等で搬出が困難な場合は、監督員と協議することとする。</p> <p>ただし、他の公共工事現場で、処分可能な場合は設計変更対象とする。</p> <p>舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。</p> <p>山留めは、適切な資料に基づき構造計算を行い、安全に設置すること。また、工事期間中、周辺地域及び山留めの状況を点検するとともに、安全管理に必要な計測を行う。</p>																			
6章 舗装工事	<table border="1" data-bbox="335 1371 926 1417"> <thead> <tr> <th>舗装の種類</th> <th>部 位</th> <th>舗装の厚さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト</td> <td>仮設水路フタまわり</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>再生加熱アスファルト混合物を(使用する・<u>しない</u>)。</p> <table border="1" data-bbox="335 1474 926 1537"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>種 類</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加熱アスファルト混合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生加熱アスファルト混合物</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>シールコートは(行う・<u>行わない</u>)。</p> <p>アスファルト混合物の抽出試験は(行う・<u>行わない</u>)。</p> <p>切取り試験を(行う・<u>行わない</u>)</p> <p>表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。</p> <p>地域は(<u>一般地域</u>)・寒冷地域)とする。</p> <p>舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。</p> <p>舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。</p>	舗装の種類	部 位	舗装の厚さ(mm)	アスファルト	仮設水路フタまわり	-	種 別	種 類	備 考	加熱アスファルト混合物			再生加熱アスファルト混合物						
舗装の種類	部 位	舗装の厚さ(mm)																		
アスファルト	仮設水路フタまわり	-																		
種 別	種 類	備 考																		
加熱アスファルト混合物																				
再生加熱アスファルト混合物																				
株式会社 日総建 大阪事務所 株式会社 宮建築設計	一級建築士事務所 大阪府知事登録 (イ)第24847号 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第11068号	一級建築士登録 第336930号 日下部 寛之 一級建築士登録 第 90947号 宮本 博	MEMO ----- ----- -----	PROJECT R 2 病経 中央病院 徳・南蔵本 外構等整備工事	TITLE 特記仕様書(3)	SCALE A2: 1 / - A4: 1 / - DATE 2020.07 SHEET NO. A-004														





凡例		
名称	記号	内容
基本型自転車置場：撤去		アルミ製 W7282 * D2089 * H2142 4箇所
Y型自転車置場：撤去		アルミ製 W7282 * D4090 * H2141 3箇所
アスファルト舗装：撤去	As-01	舗装撤去後、整地(舗装撤去底を整地レベルとする)
アスファルト舗装：撤去	As-02	舗装撤去 掘削深さについては埋蔵文化財担当部局との調整を要する。
駐車ゲート：撤去	雑-01	基礎・上屋のみ撤去 機械は移設(移設先 基礎・配線は別途工事)
駐車ゲート：撤去	雑-02	基礎・上屋撤去 機械撤去
脱着式蓋付バリカー：撤去 /取外し・仮置き	雑-03	鋼製 撤去：30箇所 W1000 * H650 取外し・仮置き：12箇所
外灯：撤去	雑-04	H4800
フェンス：撤去	F-01	ネットフェンス H1000 L型擁壁 W650 * H1000
フェンス：撤去	F-02	メッシュフェンス H1000 独立基礎 W180 * D180 * H450
フェンス：撤去	F-03	ネットフェンス H1000 L型擁壁 W650 * H1000
フェンス：撤去	F-04	ネットフェンス H1000 独立基礎 W180 * D180 * H450
ガードポール：撤去	F-05	鉄製車止め単柱型固定式 H1100 (地上850) 独立基礎 W250 * D250 * H250
側溝：撤去	側溝-01	現場打ち 溝幅300 グレーチング蓋
側溝：撤去	側溝-02	現場打ち 溝幅500 グレーチング蓋
側溝：撤去	側溝-03	U字溝150 グレーチング蓋

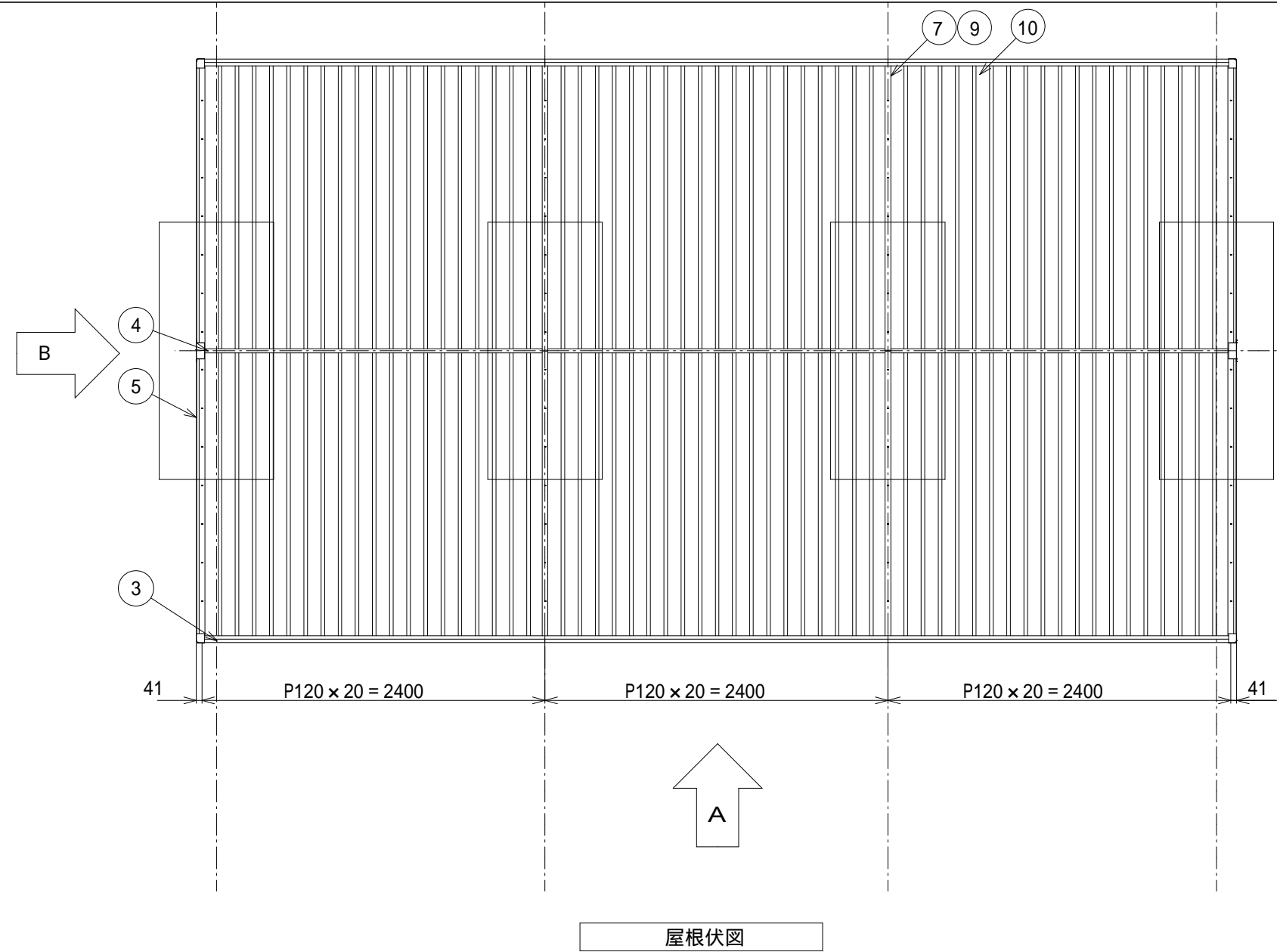
- ・公道に対する施工にあたっては事前に建設局、所轄警察署と打合せのこと。
- ・取外し、保管、仮置き、仮設置、復旧対象については工事着手前に基礎を含めて詳細調査の上、取外しを行い、工事期間中においては適切な場所に保管、仮置きの上、復旧時に破損部の補修を本工事にて見込むものとする。また、公道に仮設置、復旧対象となるものについては、設置位置を関連機関と協議の上、設置することとする。
- ・既設柵、堀、土留め撤去後の存置端部については適切に補修を行うこととする。  
鉄部：成型処理の上塗替  
配筋：撤去跡錆止め塗装  
コンクリート：モルタル成型処理の上現状仕上塗
- ・地盤面下の撤去においては事前に周辺の埋設物の状況を撤去前に確認の上埋設管・水路等に影響のなきよう工事を行うこととする。
- 撤去後に穴が開く部分は地盤面まで埋め戻すこととする。

埋蔵文化財掘削深さは3m程度の予定

凡例	
記号	内容
	撤去工作物等を示す
	施工区分及び仕上範囲区分を示す
	中央病院基準点H=3,700 (TP) からの高さを示す

部 材 表				
番号	部材名称	材 質	サイズ	備 考
	支 柱	A 6 N 0 1 S	160×100	陽極酸化 塗装複合皮膜
	昇り梁	A 6 N 0 1 S	120×70	陽極酸化 塗装複合皮膜
	前 枠	A 6 N 0 1 S	63.5×61.4	陽極酸化 塗装複合皮膜
	Y合掌横樋F	A 6 N 0 1 S	151.6×48	陽極酸化 塗装複合皮膜
	側 枠	A 6 N 0 1 S	59×62.4	陽極酸化 塗装複合皮膜
	母 屋	A 6 N 0 1 S	51.2×37	陽極酸化 塗装複合皮膜
	屋根押え	A 6 0 6 3 S	40×4.2	陽極酸化 塗装複合皮膜
	縦 樋	A 6 0 6 3 S	42	陽極酸化 塗装複合皮膜
	小 梁	A 6 N 0 1 S	40×12.5	陽極酸化 塗装複合皮膜
	アルミ 形材屋根	A 6 0 6 3 S	133.2×7.8	陽極酸化 塗装複合皮膜
			144.8×9	陽極酸化 塗装複合皮膜
			122.6×9	陽極酸化 塗装複合皮膜
			142.9×9	陽極酸化 塗装複合皮膜
	ボルト類	S U S		

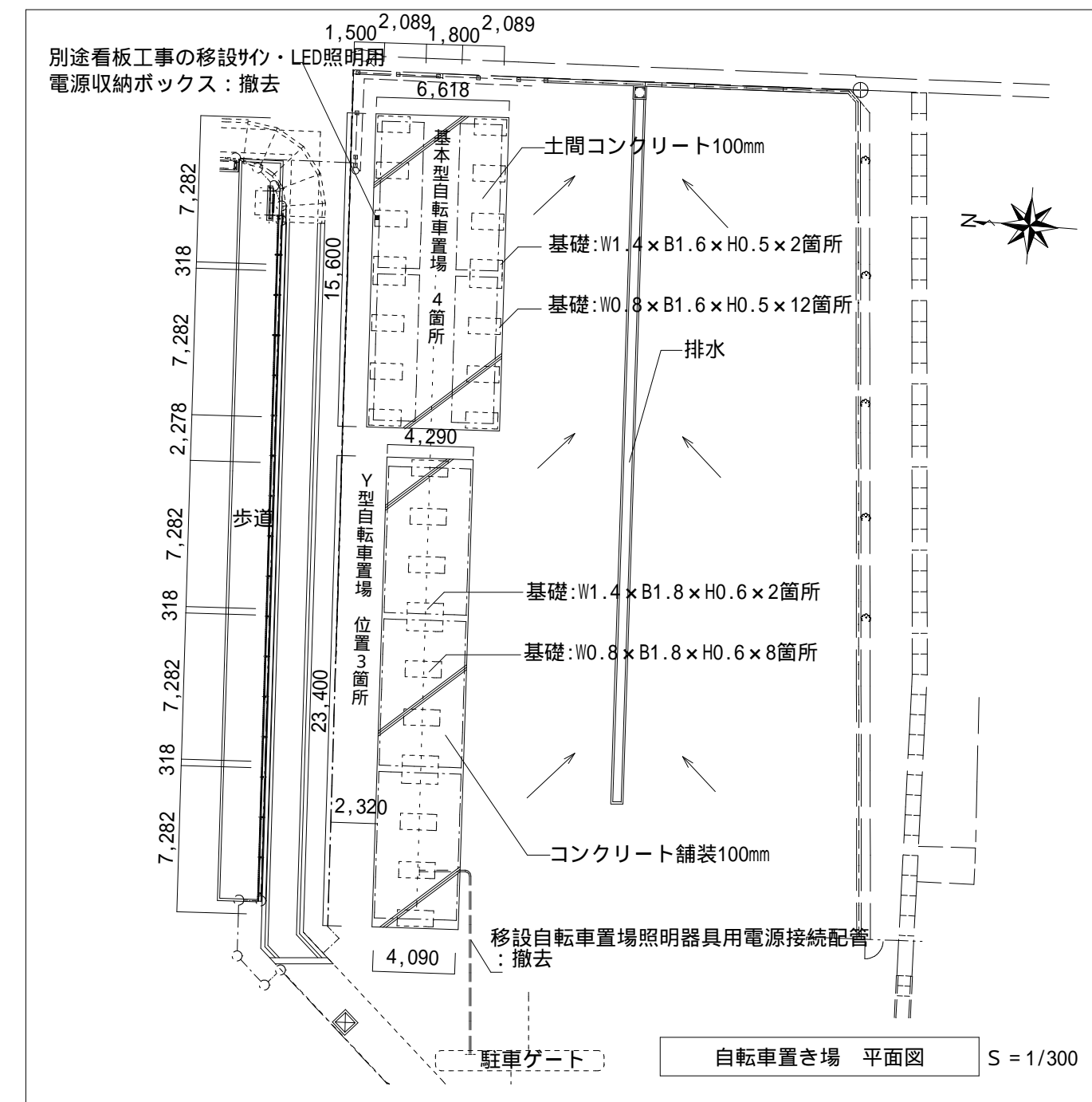
撤去



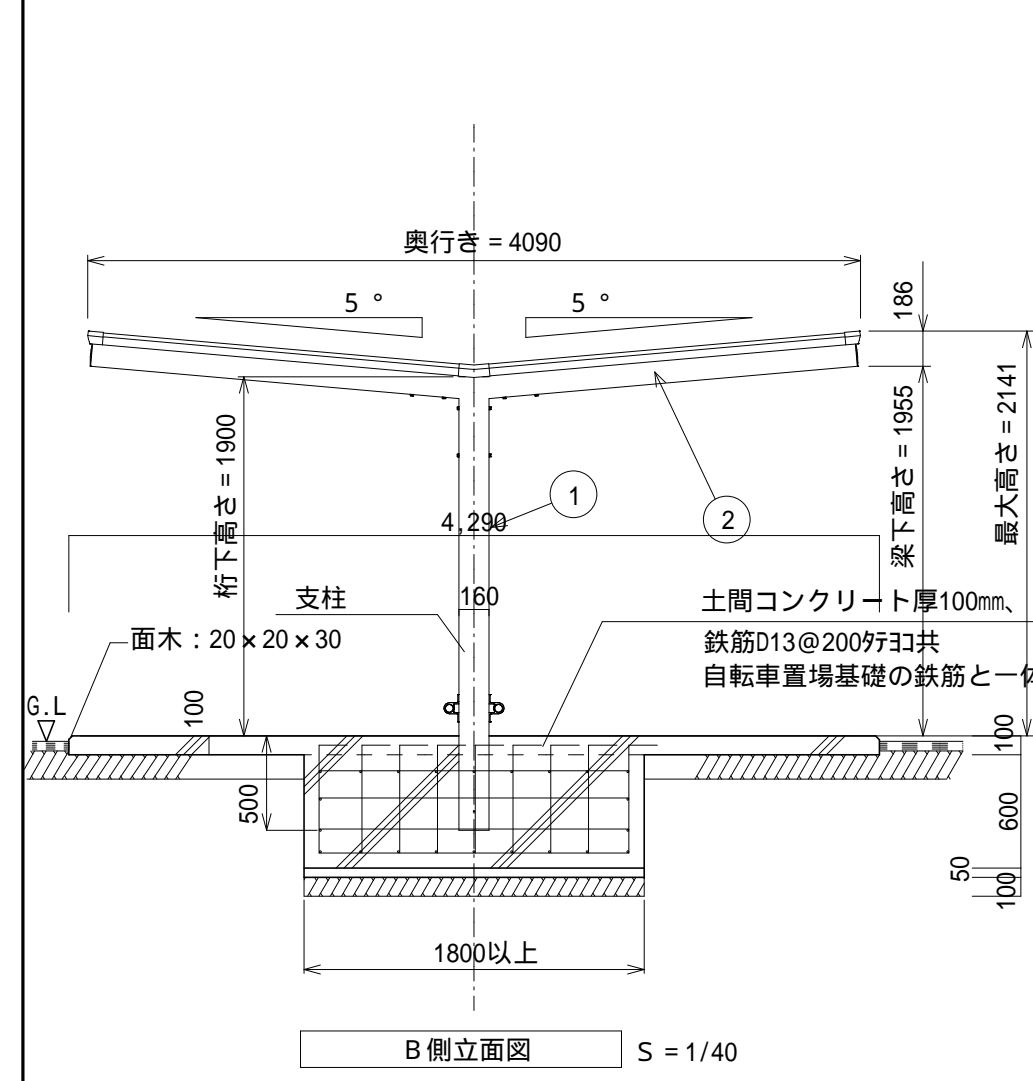
屋根伏図

【工事概要】

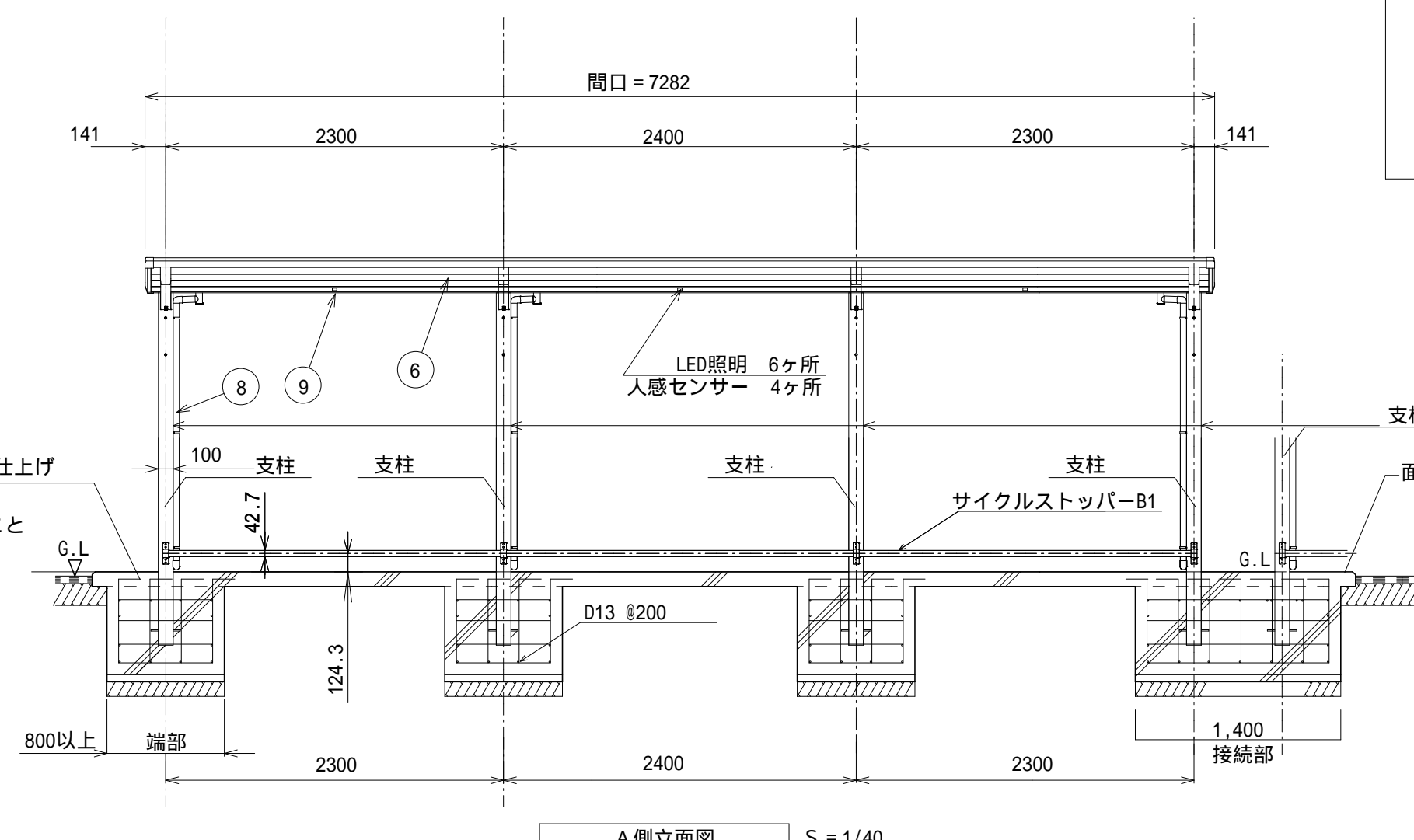
・すべて撤去とする。  
 自転車置き場撤去。コンクリート舗装撤去。基礎、捨てコンクリート・基礎砕石 撤去。  
 (土間コンクリート厚100mm、鉄筋D13@200φ30)  
 照明器具の配線、電源収納BOX撤去。  
 自転車置き場解体に係る足場は脚立程度とし、本工事に含む。



自転車置き場 平面図 S = 1/300

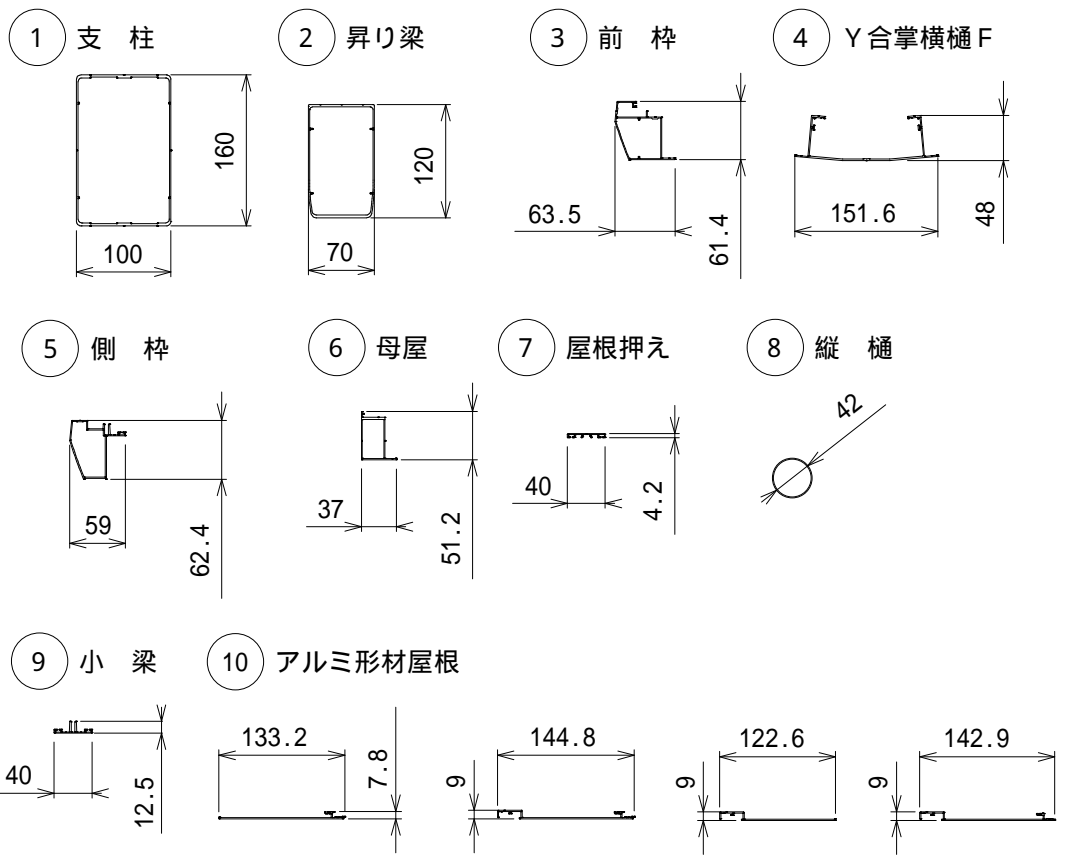


B側立面図 S = 1/40



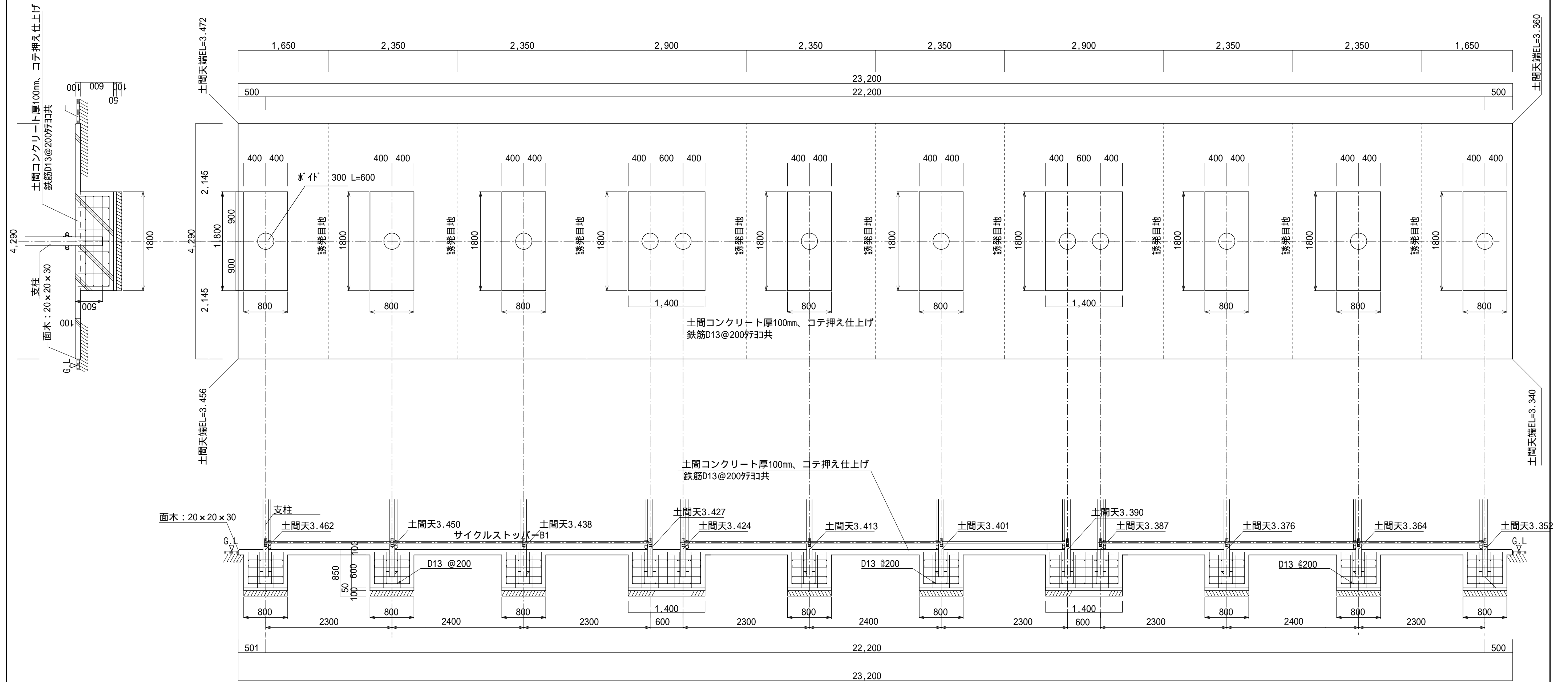
A側立面図 S = 1/40

主要部材断面図



【工事概要】

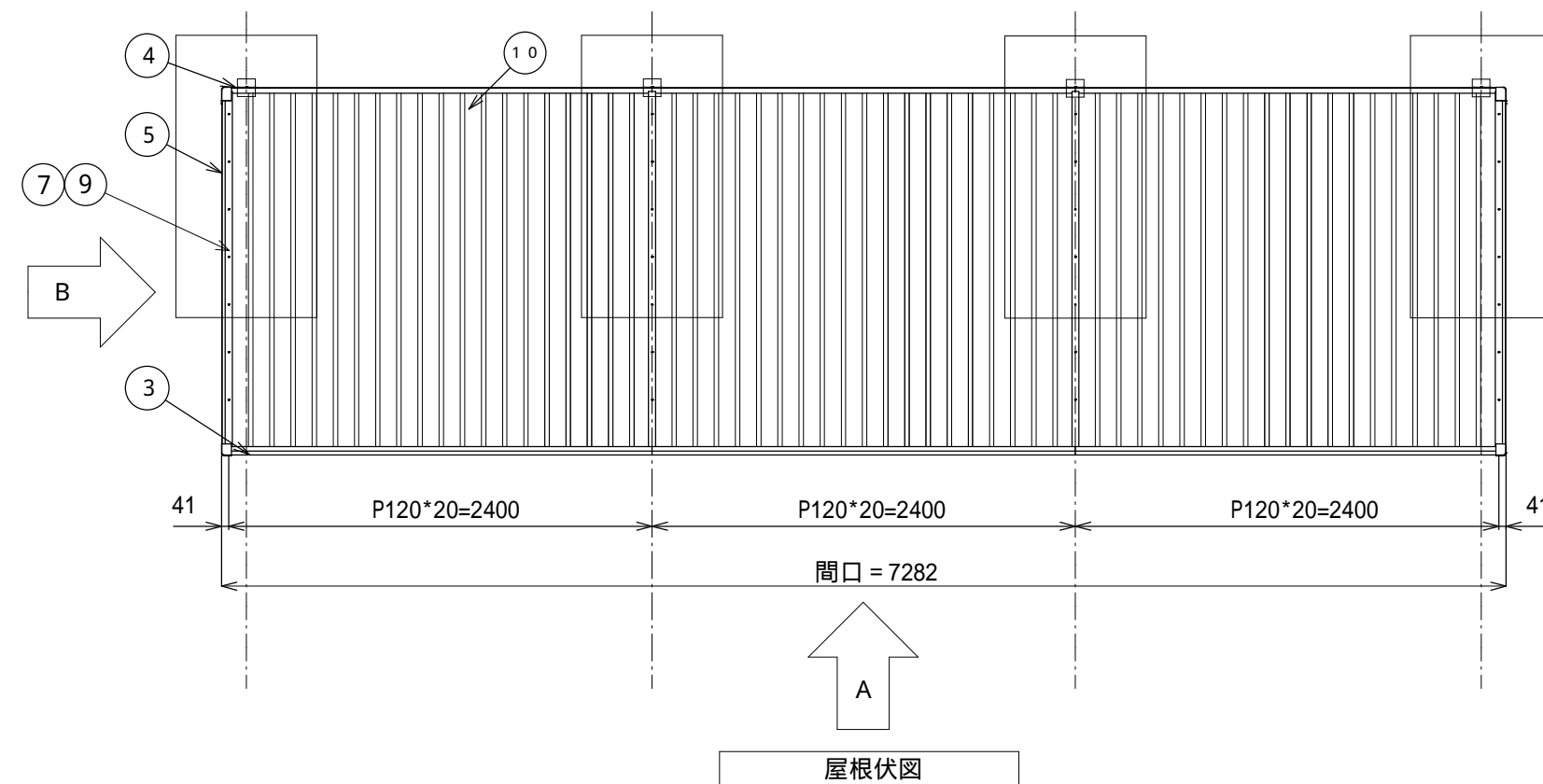
- ・すべて撤去とする。
- 自転車置き場撤去。コンクリート舗装撤去。基礎、捨てコンクリート・基礎砕石 撤去。
- (土間コンクリート厚100mm、鉄筋D13@200ㄎ30)
- 照明器具の配線、電源収納BOX撤去。
- 自転車置き場解体に係る足場は脚立程度とし、本工事に含む。



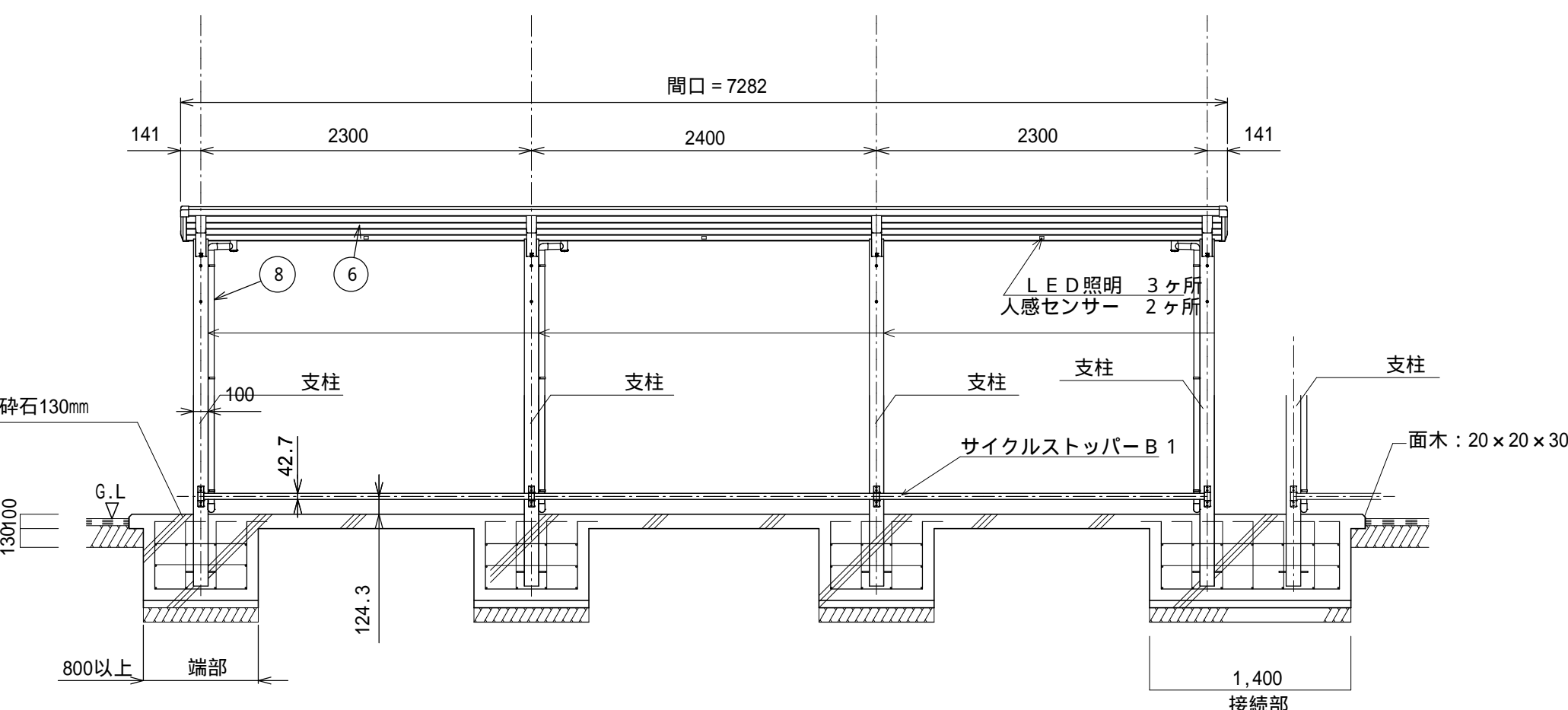
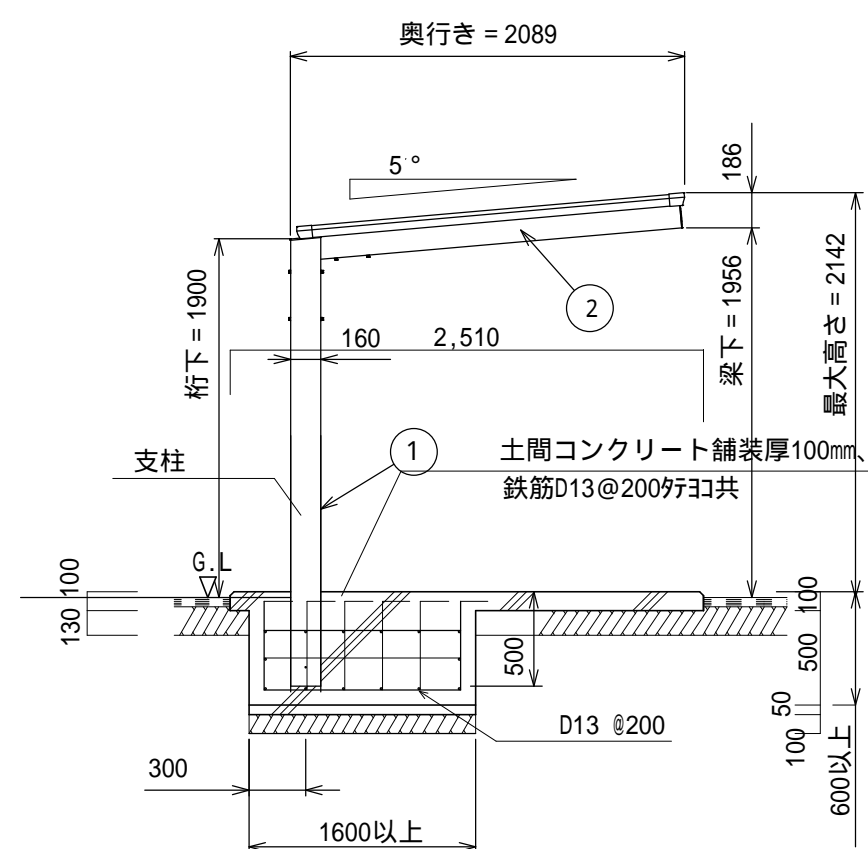
Y型自転車置き場基礎展開図 S = 1/50

【工事概要】

- ・すべて撤去とする。
- 自転車置き場撤去。コンクリート舗装撤去。基礎、捨てコンクリート・基礎砕石 撤去。  
(土間コンクリート厚100mm、鉄筋D13@200ㄎ30)
- 照明器具の配線、電源収納BOX撤去。
- 自転車置き場解体に係る足場は脚立程度とし、本工事に含む。

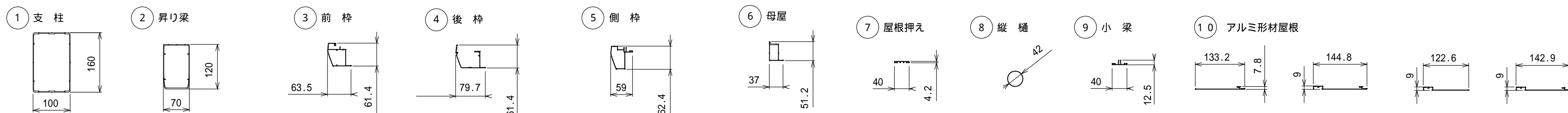


部 材 表				
番号	部材名称	材 質	サイズ	備 考
	支 柱	A 6 N 0 1 S	160×100	陽極酸化 塗装複合皮膜
	昇り梁	A 6 N 0 1 S	120×70	陽極酸化 塗装複合皮膜
	前 枠	A 6 N 0 1 S	63.5×61.4	陽極酸化 塗装複合皮膜
	後 枠	A 6 N 0 1 S	79.7×61.4	陽極酸化 塗装複合皮膜
	側 枠	A 6 N 0 1 S	59×62.4	陽極酸化 塗装複合皮膜
	母 屋	A 6 N 0 1 S	51.2×37	陽極酸化 塗装複合皮膜
	屋根押え	A 6 0 6 3 S	40×4.2	陽極酸化 塗装複合皮膜
	縦 樋	A 6 0 6 3 S	42	陽極酸化 塗装複合皮膜
	小 梁	A 6 N 0 1 S	40×12.5	陽極酸化 塗装複合皮膜
	アルミ 形材屋根	A 6 0 6 3 S	133.2×7.8	陽極酸化 塗装複合皮膜
			144.8×9	陽極酸化 塗装複合皮膜
			122.6×9	陽極酸化 塗装複合皮膜
			142.9×9	陽極酸化 塗装複合皮膜
	ボルト類	S U S		



主要部材断面図 B側立面図 S=1/40

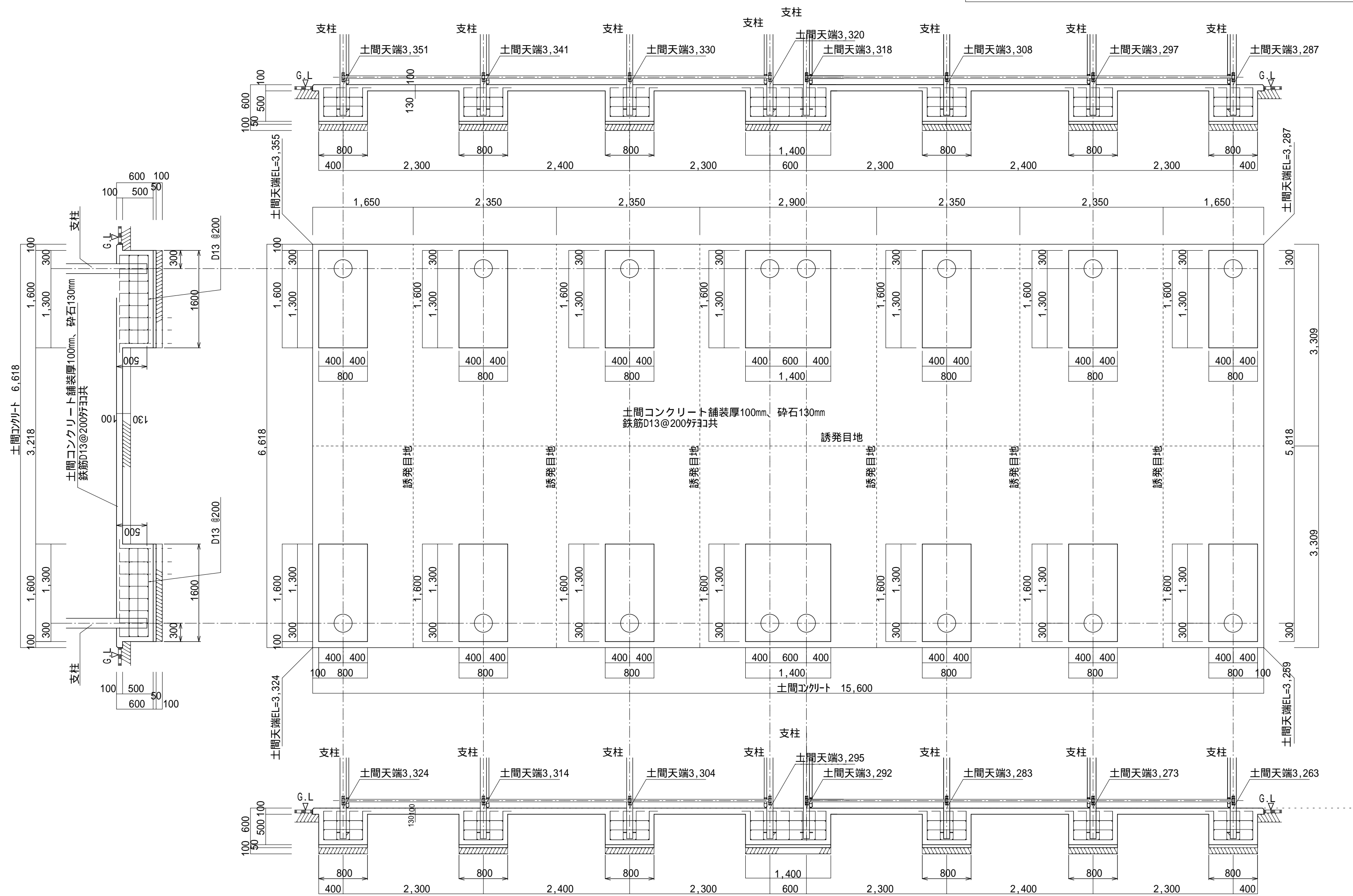
A側立面図 S=1/40





【工事概要】

- ・すべて撤去とする。
- 自転車置き場撤去。コンクリート舗装撤去。基礎、捨てコンクリート・基礎砕石 撤去。
- (土間コンクリート厚100mm、鉄筋D13@200㍻30)
- 照明器具の配線、電源収納BOX撤去。
- 自転車置き場解体に係る足場は脚立程度とし、本工事に含む。



基本型自転車置き場基礎展開図 S = 1/50

**As-01** アスファルト舗装 S=1/20

**As-02**

AS t=50  
プライムコート PK-3  
再生クラッシュラン

**雑-01** 駐車ゲート (基礎・上屋) S=1/50

(参考図) 本体: アルミ材 屋根・サイドパネル: ポリカーボネート板 t=2.0

上屋 (保護屋根) 柱: 80×80 t=3.6 梁: 60×80 t=3.0 枠・その他: 50×50 t=2.5

前枠コーナーキャップ 前枠 アーチ 母屋 梁キャップ 照明取付材 ドレン 柱 錠 錠 錠 サイドパネル RC基礎

雨樋孔塞ぎキャップ 照明 570

駐券発行機 移設

カーゲート 移設 250

出口料金精算機 移設

立面図 1/50

上屋 駐券発行機 移設

カーゲート 移設 250

出口料金精算機 移設

RC基礎

上屋

平面図 1/50

**雑-02** 駐車ゲート (基礎・上屋・機器) S=1/40

(参考図) 上屋 (保護屋根テント)

テント: ビニール系 照明 鋼管 65程度 SOP塗

断面図 1/40

テント: ビニール系 照明

900 1,200

部品・屋根・基礎の形状・寸法は想定

機器

- カーゲート (参考品番: AMANO NT-3100N)
- パーキッチャー (参考品番: AMANO NT-1900)
- バスカードリーダー (参考品番: AMANO NT-1500)

RC基礎 H=50

テント: ビニール系

バスカードリーダー

パーキッチャー

カーゲート

RC基礎 H=50

平面図 1/40

**雑-03** 脱着式蓋付バリカー S=1/20

支柱 STK400 60.5×12.8 溶融亜鉛メッキ後焼付塗装

ケースフタ FCD450 ダクロタイズド処理後シルバー色焼付塗装

R170

フタ付ケース STK400 70×12.8 溶融亜鉛メッキ

基礎コンクリート

(参考品番: 帝金(株)82-P-10)

立面図 1/50

平面図 1/50

断面図 1/40

平面図 1/40

**雑-04** 外灯 S=1/50

(参考図)

アルミダイキャスト樹脂 101.6

アルミダイキャスト樹脂 165.2

1,000

4,800

2,000

1,000

**F-01** フェンス S=1/30

(参考図)

ネットフェンス H=1000

D13

縦目地 φ2000

D10-φ200 タテヨコ共

捨てコン

D13

D10-φ200 タテヨコ共

再生クラッシュラン C40

100 650 700

150 150 100 50

850

150

100

450

**F-02** フェンス S=1/30

(参考図)

メッシュフェンス H=1000

2000 2000

1000

200

180

450

独立基礎 180×180×450

**F-03** フェンス S=1/30

(参考図)

ネットフェンス H=1000

D13

縦目地 φ2000

D10-φ200 タテヨコ共

捨てコン

D13

D10-φ200 タテヨコ共

再生クラッシュラン C40

100 650 700

150 150 100 50

850

150

100

450

独立基礎 180×180×450

180

**F-04** フェンス S=1/30

(参考図)

ネットフェンス H=1000

2000

1000

450

180

独立基礎 180×180×450

**F-05** ガードポール S=1/30

(参考図)

鋼管 60 STK400 60.5×12.3 電気亜鉛メッキ後、焼付塗装

850

250

50

250

**側溝-01** 側溝 S=1/20

現場打ち側溝

スチールグレーチング蓋 ポルト式ザラザラ細目 (T-14)

600

150 300 150

D10φ200 タテヨコ

コンクリート (18-15-25)

再生切込砕石 (RC-40)

700

100 50 250 150 400

**側溝-02** 側溝 S=1/20

(参考図) 現場打ち側溝

スチールグレーチング蓋 溝幅500用蓋上げ式 (T-20) ザラザラ細目 (600×591×t120)

800

150 500 150

D10φ200 タテヨコ

コンクリート (18-15-25)

再生切込砕石 (RC-40)

700

100 50 250 150 400 600 750

**側溝-03** 側溝 S=1/20

U字溝 150

スチールグレーチング蓋 ザラザラ細目 U字溝150用 (T-2)

210

30 150 30

既存 U字溝 150

敷モルタル

再生クラッシュラン

100 150 100 350

凡例	
記号	内容
(Symbol: Dashed line)	撤去配線類を示す
(Symbol: Solid line)	既設配線類を示す

